

栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業 との調和に関する条例（案）について

1 制定の目的

この条例は、本市の美しい自然環境、魅力ある景観及び安全安心な生活環境の保全及び形成と再生可能エネルギー発電設備を設置する事業との調和を図るため、必要な事項を定めることにより、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とします。

2 制定の経緯

再生可能エネルギーについては、福島第一原子力発電所事故以降の電力政策の転換を受けて、利用促進に取り組んでおりますが、山林や急傾斜地等に設置された太陽光発電設備について、議会及び市民の方から雨水排水対策の不備や土砂崩落等を危惧する意見が寄せられております。

本市の美しい自然環境、魅力ある景観及び安全安心な生活環境は、市民の長年にわたる努力により形成されてきたものです。これらは市民共通のかけがえのない財産であり、いつまでも、市民がその恩恵が受けられるよう、その保全及び活用を図るため、条例の制定を進めております。

3 規制の対象となる保全地区

自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備の設置との調和が特に必要な地区を保全地区として指定し、この地区内において設置事業を行う場合は、あらかじめ、許可が必要となります。保全地区の主なものは以下のとおりです。

- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
- ・砂防指定地
- ・河川区域及び河川保全区域
- ・風致地区
- ・鳥獣保護区及び特別保護地区
- ・史跡
- ・伝統的建造物群保存地区
- ・県立自然公園
- ・その他市長が指定する地区

4 許可基準

許可の基準は、道路の幅員、雨水の処理、造成に伴う擁壁、緩衝帯などの設置に関し、一定の技術基準を設けます。さらに、災害の防止、自然環境の保護、景観の維持を図るため、太陽光の反射や騒音等による生活環境への影響を軽減する措置など、一定の条件を求めることとなります。

5 説明会の開催

事業者は、近隣住民及び周辺あるいは設置事業により影響を受ける自治会の区域に居住する者（以下「近隣住民等」といいます。）に対し、事業計画の周知を図るため、当該事業計画に係る土地に標識を設置し、当該事業計画についての説明会を開催しなければなりません。近隣住民等は、説明会を開催した事業者に対し、事業計画について意見を申し出ることができます。意見の申出があったときは、事業者は、当該申出をした近隣住民等と協議しなければなりません。

6 審議会

再生可能エネルギー発電設備の設置に関する重要事項を調査審議するため、栃木市再生可能エネルギー発電設備設置審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。審議会は、この条例により定められた事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じて、再生可能エネルギー発電設備の設置に関する事項を調査審議します。委員は、法律、経済、環境、景観、農林業、土木又は行政に関し優れた経験と知識を有し、公正な判断をすることができる者を、市長が委嘱します。

7 適用

平成29年4月1日以後に着手する事業から、この条例による基準が適用されます。

8 パブリックコメントの実施

- ・平成28年6月20日（月）から7月19日（火）
- ・本庁都市計画課、環境課、各総合支所地域づくり推進課、市政情報センター（本庁舎4階）で行う他、市ホームページにおいて内容掲載

9 問合せ先

栃木市都市整備部都市計画課開発指導係 高野、石川、栃木

電話 0282-21-2444

ファックス 0282-21-2686

電子メール toshikei04@city.tochigi.lg.jp